

事業承継(親族承継・第三者承継など)をしたい

福岡県事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継に関する知識と経験を有する専門家が、中小企業・小規模事業者の親族承継と第三者承継をワンストップで支援します。

(令和3年4月1日に改正産業競争力強化法が施行され、事業引継ぎ支援業務に親族内承継支援業務が追加され、名称変更いたしました。)

対象者

- ・親族承継や後継者教育を希望する中小企業の経営者
- ・第三者への事業譲渡(居抜きを含む)により、事業を継続されたい中小企業・小規模事業者
- ・事業の譲り受けにより、事業拡大や新規事業取り組みを検討している企業

内 容

- ・事業承継(親族、第三者)に関する相談から成約に向けた支援
- ・親族承継における事業承継計画策定支援(事業承継診断、事業の調査分析、計画書の作成)
- ・事業承継セミナーの実施
- ・第三者承継における譲渡者と譲受者のM&Aマッチング支援

知識と経験を有する専門家(弁護士、税理士、中小企業診断士、金融機関OB等)が、事業承継に関するあらゆる相談に無料に対応します。また、第三者承継については、センター内におけるマッチング支援に加え、必要に応じて金融機関やM&A専門業者と連携して対応します。

相談窓口 (相談無料・予約制)

地区	相談窓口	相談日・時間
福岡	福岡県事業承継・引継ぎ支援センター	毎週月曜～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00
北九州	北九州商工会議所 経営支援部 専門相談センター	毎月第1・第3水曜日 13:00～17:00
北九州	北九州市 中小企業振興課	毎月第2・第4水曜日 13:00～17:00
筑後	久留米商工会議所 中小企業相談所 経営支援課	毎月第1・第3月曜日 13:00～17:00
筑豊	飯塚商工会議所 中小企業相談所 経営相談課	毎月第2・第4水曜日 13:00～17:00

活用方法

最寄りの商工会議所、商工会へご相談いただくか下記ページよりお申込みください。

<https://fukuoka-hikitsugi.go.jp>

お問い合わせ先

福岡県事業承継・引継ぎ支援センター

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号(福岡商工会議所8階)

TEL: 092-441-6922 <https://fukuoka-hikitsugi.go.jp>

または、最寄りの商工会議所、商工会



後継者となる人材を見つけたい

福岡県後継者人材バンク

創業希望者と、後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、事業引継ぎと創業を支援します。

対象者

- ・後継者不在の事業者（法人、個人事業主）
- ・譲渡事業者から、営業資産、技術、ノウハウを引き継いで起業を目指す方

内 容

承継により起業されたい方に後継者不在の事業者を紹介し、引継ぎを支援

メリット

【後継者不在の事業者】

- ・従業員の雇用を維持できる
- ・技術やノウハウを伝承することができる
- ・取引先と良好な関係のまま事業からリタイアできる

【承継により起業される方】

- ・人材が確保されている
- ・仕入れ先や販売先等の取引先との関係性を承継できる
- ・経験豊富な前経営者のサポートがある
- ・資金面やリスクが低減される

活用方法

下記より登録説明会にご参加ください

<https://jinzaibank.fukuoka-hikitsugi.go.jp>



お問い合わせ先

福岡県後継者人材バンク（福岡県事業承継・引継ぎ支援センター）

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号（福岡商工会議所8階） TEL：092-441-6922

<https://jinzaibank.fukuoka-hikitsugi.go.jp/>



事業を円滑に引き継ぐための取組みを実行したい

事業承継実現補助金

事業承継計画に基づく取組みに必要な経費の一部を支援します。

対象者

福岡県事業承継支援ネットワーク構成機関の支援により事業承継計画を策定し、事業承継前の経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者

内 容

- (1) 要件：下記を満たすもの
 - ・今後5年以内に事業承継をしようとしていること。
 - ・福岡県事業承継支援ネットワーク構成機関による事業承継計画の策定またはブラッシュアップ支援を受けたことがあること。
 - ・中小企業基本法の定義による中小企業者であること。
- (2) 補助対象：下記に要する経費
 - ・事業承継前の経営改善に必要な取組み
 - ・事業承継後の業務に必要な知識の習得に必要な取組み
- (3) 補助期間：交付決定の日から当該年度の2月末まで
- (4) 補助率：1／2（小規模事業者の場合2／3）
- (5) 補助額：50万円以内
- (6) 採択件数：20件程度
- (7) 対象経費：機械装置費、備品費、広報費、研修受講料、雑役務費、委託費等

活用方法

- ・応募された申込書は福岡県商工部中小企業振興課で審査を行います。
- ・応募条件等は変更する場合がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興課 経営支援第二係

TEL：092－643－3425

小規模企業の経営者が利用できる退職金制度を知りたい

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

対象者

- (1) 建設業、製造業、運輸業、不動産業、農業、サービス業（宿泊業、娯楽業に限る）等を営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員
- (2) 商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員
- (3) 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- (4) 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- (5) 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- (6) 上記（1）（2）に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

★上記の場合であっても、事業を兼業している給与所得者や中小企業退職金共済制度の被共済者である場合などはご加入いただけません。

内 容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢又は役員を退職した場合に掛金月額・納付月数に応じて共済金を受け取れます。

(1) 毎月の掛金

掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。加入後も掛金月額は増額・減額できます。また払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

(2) 税法上の取扱い

- ①その年に納付した掛金は、その年分の課税対象所得から全額所得控除できます。
- ②一括して受け取られる共済金は退職所得、10年又は15年で支払われる分割共済金は公的年金等の雑所得として取り扱われます。
- ③なお、65歳未満で任意解約等の場合は一時所得として取り扱われます。

(3) 契約者貸付制度

共済契約者が納付した掛金から算定した貸付限度額の範囲内で、事業資金等の貸付け（一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け）が受けられます。

活用方法

- (1) 下記お問い合わせ先の担当者から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に必要事項を記入し申し込んでください。なお、申込時に現金を添えることなく申込手続きができるようになりました。ご希望により現金で納付することもできます。
- (2) 中小企業基盤整備機構（中小機構）の加入審査後、加入が認められた場合は中小機構から共済手帳・加入者のしおり及び約款をお送りします。
- (3) 廃業・死亡、老齢給付あるいは役員を退職した場合、加入手続きを行った委託機関に共済金の請求をしてください。
- (4) 共済金の請求を行った後、中小機構の審査が済み次第、支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

お問い合わせ先

（公財）福岡県中小企業振興センター経営支援部 取引支援室 情報取引推進課

TEL：092-622-6680 FAX：092-624-3300 <http://www.joho-fukuoka.or.jp>

最寄りの商工会議所・商工会・福岡県中小企業団体中央会（巻末の「お問い合わせ先一覧」参照）、金融機関



従業員に確実に退職金を支給したい

中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度）

中小企業退職金共済法で定められた社外積み立て型の退職金制度です。国がサポートする中小企業のための退職金制度なので、安全、確実、有利、しかも管理が簡単です。

対象者

（１）加入対象企業（共済契約者）※個人企業や公益法人等の場合は、常用従業員数によります。

業 種	常用従業員数		資本金・出資金
一般業種（製造業、建設業等）	300人以下	または	3億円以下
卸 売 業	100人以下		1億円以下
サービス業	100人以下		5千万円以下
小 売 業	50人以下		5千万円以下

（２）加入させる従業員（被共済者）

- 原則、全従業員です。
- 短時間労働者（パートタイマー等）も加入できます。

下記の場合は加入できません

- ①個人企業の事業主及び小規模企業共済制度に加入している方
- ②法人企業の役員（使用人兼務役員等従業員として賃金の支払いを受けている方は加入できません）
- ③特定業種（建設業、清酒製造業、林業）退職金共済制度に加入している従業員（同一従業員の重複加入はできません）

内 容

制度の特色

- ①初めて加入する事業主と掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。
- ②掛金は全額非課税です。
- ③毎月の掛金は口座振替です。なお、掛金は全額事業主負担です。
- ④毎月の掛金は従業員ごとに無理のない掛金月額の選択が可能です。
- ⑤加入前の勤務期間の通算と転職した場合の通算制度があります。
- ⑥退職金は、直接、従業員へ支給されます。

活用方法

制度のしくみ

- ①事業主が中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を結びます。
- ②毎月の掛金を金融機関に納付します。
- ③従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づいて中小企業退職金共済事業本部から退職金が直接支払われます。

お問い合わせ先

独立行政法人 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部
TEL: 03-6907-1234 <https://chutaikyo.tais yokukin.go.jp/>



取引先の倒産による自社の連鎖倒産を防止したい

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。
「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

対象者

1年以上継続して事業を行っている中小企業者です。

内 容

加入後6か月以上経過して取引先事業者が倒産（注）した場合、売掛金などの回収が困難となった額と、納付した掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸付を受けることができます。（注：倒産には「夜逃げ」は含まれません。）

（1）毎月の掛金

- ①掛金月額が5,000円から200,000円の範囲内（5,000円単位）で設定でき、加入後増額・減額することもできます。掛金総額は800万円まで積立てることができます。（減額には一定の要件が必要です。）
- ②掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は掛け止めもできます。また40か月以上納付し、任意解約した場合、100%掛金が戻ります。

（2）税法上の取扱い

掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入できます。

（注）令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金に算入できません。

（3）共済金の貸付の条件

- ①貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。
- ②共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。
- ③償還期間は貸付額に応じて償還期間（5年、6年、7年）がかわります。（償還期間には6か月の据置期間が含まれます。）
- ④早期償還手当金は貸付けを受けた共済金を当初の約定償還期限より早期に完済して、一定の条件を満たす場合に支給されます。

（4）一時貸付金制度

臨時に事業資金を必要とする時は、解約手当金の95%の範囲内で貸付けを受けることができます。

活用方法

- （1）下記お問い合わせ先の担当者から、十分に説明を受けたうえで、申し込んでください。（申込金は不要です。）
- （2）中小企業基盤整備機構（中小機構）の加入審査後、加入が認められた場合は中小機構から共済契約締結証書・加入者必携をお送りします。
- （3）掛金の初回の引き落としは、原則として加入申込月の翌々月となります。（加入申込月の当月分と翌月分、翌々月分の3か月分の掛金が請求され、その後は毎月請求されます。この他、加入時のみ振込みによる前納もございます。）
- （4）取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入手続きを行った委託機関に共済金の貸付請求をしてください。
- （5）共済金の請求を行った後、中小機構の審査が済み次第、共済金貸付決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先

（公財）福岡県中小企業振興センター経営支援部 取引支援室 情報取引推進課

TEL：092-622-6680 FAX：092-624-3300 <http://www.joho-fukuoka.or.jp>

最寄りの商工会議所・商工会・福岡県中小企業団体中央会（巻末の「お問い合わせ先一覧」参照）、金融機関



価格交渉を行いたい

価格交渉に役立つツール

価格交渉に関するお悩みを解決するのに役立つツールを紹介します。

対象者

事業者

内 容

○ 価格交渉スキルアップセミナー動画（福岡県）

取引先と価格交渉を行う上で準備しておくといふツールや、押さえておくといふポイントなど、価格転嫁につなげるコツを中小企業診断士がわかりやすく解説した動画を公開しています。

【詳細】

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/kakaku-kosho.html>



○ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（公正取引委員会）

急激な物価上昇が続く中、賃上げ原資を確保できる取引環境の整備の一環として、労務費の転嫁に係る価格交渉における発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる12の行動を取りまとめた指針が策定されました。

【詳細】

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



○ 価格交渉支援ツール（埼玉県）

主要な原材料価格（1,420 品目）の推移が可視化された資料が作成できます。

実用的な様々な特徴があり、価格設定が適切であることの根拠資料として活用できます。

- ・ 一般的な表計算ソフトを使用しており、誰でも簡単に作成可能
- ・ 公表データを基に作成しており、信頼性が高い
- ・ 頻繁にデータを更新するため、常に最新の状態を維持 等

【詳細】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoush-outool.html>



○ 中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック（中小企業庁）

価格交渉の準備段階での確認事項や、交渉を行う上で押さえておくといふポイントなどを、中小企業等の協力を得てわかりやすくまとめています。

【詳細】

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf



※その他、価格交渉に役立つツールは福岡県ホームページで紹介しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakakutenka.html#negotiation>

